

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA所在の株式会社B（以下「会社」という。）に入社し、深夜の弁当製造ラインのパートタイマーとして勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月に請求人と同僚のCとの間でセクシュアルハラスメントやストーカーに関するトラブル（以下「本件セクハラ等」という。）が生じ、請求人は、同年〇月に炊飯部門に配置転換され、釜のフロアの清掃作業を6時間連続でさせられたり、白飯の下取り作業の業務量を増やされたりした。また、同僚からの本件セクハラ等に関する誹謗中傷、うわさ、好奇の視線、嫌がらせ等により、平成〇年〇月頃から、めまい、体がだるい、体がふらふらする、頭がククラする等の症状が出現するようになり、平成〇年〇月〇日D病院に受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したとされている。請求人の発病に至る経緯に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、業務による心理的負荷として、主に「炊飯部門に配置転換されたこと」、「釜のフロアの清掃作業を6時間連続でさせられたこと」、「業務量を増やされたこと」を主張しているため、以下、検討する。

ア 「炊飯部門に配置転換されたこと」については、請求人が炊飯部門に配置転換されたのは発病の1年以上前であることから、心理的負荷の評価の対象

とすることは妥当ではない。

イ 「釜のフロアの清掃作業を6時間連続でさせられたこと」については、同僚のEは、要旨、「清掃時間は状況によって変化するが、1時間程度であり、6時間清掃することは生産が止まるので、絶対にあり得ない。」と述べており、事実であったと認めることはできない。

ウ 「業務量を増やされたこと」については、請求人は、炊飯部門に配置転換される以前から会社に右手首が痛いと訴えており、炊飯主任のFは、要旨、「請求人は腕が痛いと訴えていたので、軽作業しか与えることができず、調味料の計量が多かったと認識している。清掃以外でパートタイマーを釜の近くで作業させることはない。」、同僚のEも、要旨、「請求人は腕が痛いと言ったので、軽作業しか与えられないと社員が言っていた。そのため、私たちに負担がきて、請求人の業務量は私の半分と感じている。」と述べていることから、事実であったと認めることはできない。

(5) 請求人は、本件セクハラ等に関して同僚から「お尻をみるな」と言われるなどの誹謗中傷、うわさ、好奇の視線、嫌がらせ等を受けたと主張しているが、それらは請求人の私的行為に端を発したことによるものであり、業務による心理的負荷の評価の対象とすることは妥当ではない。

(6) なお、請求人は、請求人が主張する出来事の証拠として、G署名の文書及びH署名の文書を提出しているが、Hは日系ペルー人で日本語が読めず、Gは、当該出来事について、「知らない」、「請求人から聞いた話で見ていない」などと述べていることから、当該文書を理由に請求人が主張する出来事を事実であったと認めることはできない。

(7) 以上、認定基準に照らし、評価期間において、「強」と評価できる強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものと認めることはできず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。